

委託契約における特命随意契約の結果について
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
1	(仮称) 新北建設事務所 建設工事設計意図伝達他 業務	建築住宅局技術管理課 神戸市中央区浜辺通2- 1-30 TEL: 078-595-6580	R7. 10. 15	安井建築設計事務 所・YURI DESING設計 共同体 代表者 株式会社安 井建築設計事務所 大阪市中央区島町2 - 4 - 7	23, 174, 800	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うこと に合理性がある実施設計に関する業務」であること から、設計業務を受託した者でしか行い得ない業務で ある。また、その他追加業務についても実施設計内容 と密接に関連した業務であり、業務内容を十分に理解 し、円滑に業務を進める上で、当初設計業務の受注者 が実施することは不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
2	灘消防署庁舎建設工事設 計意図伝達他業務	建築住宅局技術管理課 神戸市中央区浜辺通2- 1-30 TEL: 078-595-6580	R7. 12. 8	山本・岡本・技研エ ンジンニア設計共同体 代表者 株式会社山 本設計 神戸市中央区二宮町 4丁目11番10号	42, 900, 000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うこと に合理性がある実施設計に関する業務」であること から、設計業務を受託した者でしか行い得ない業務で ある。また、その他追加業務についても実施設計内容 と密接に関連した業務であり、業務内容を十分に理解 し、円滑に業務を進める上で、当初設計業務の受注者 が実施することは不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
3	王子弓道場新築工事設計 意図伝達他業務	建築住宅局技術管理課 神戸市中央区浜辺通2- 1-30 TEL: 078-595-6580	R8. 1. 17	昭和・OFFICE YOSHIKI・YYA 設計共 同体 代表者 株式会社昭 和設計神戸事務所 神戸市中央区磯辺通 一丁目1番20号	8, 668, 000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うこと に合理性がある実施設計に関する業務」であること から、設計業務を受託した者でしか行い得ない業務で ある。また、関連法令等に基づく各種申請書類作成業 務等についても、実施設計業務と密接に関連する付帯 的な委託業務であり、設計業務の内容を理解し円滑に 業務を進める上で、基本・実施設計業務の受注者が実 施することは不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

No.	案件名称	担当部署 所在地／問合せ先	契約日	契約の相手方名 所在地	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)
4	市道唐櫃団地8号線他道路台帳作成業務	建築住宅局住宅整備課 神戸市中央区浜辺通2-1-30 TEL：078-595-6510	R7.12.8	株式会社武仲 神戸市中央区八幡通4-1-11	4,675,000	当該業者は、(仮称)からと中央住宅4号棟建設に伴う設計業務のうち、協力業者として土木施設の設計を行っている。また、市道唐櫃団地3・4・8号線を含む道路・造成設計、開発行為の管理者協議を受託している。以上の状況から、開発行為の協議状況を反映して、道路台帳等の協議図書を作成することができ、一体で実施することにより、効率的な業務遂行ができる。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)